

函南町環境基本計画

2023-2031

人と自然が共生し、豊かな資源を生かした
環境で暮らせるまち かなみ



令和5年3月
函南町

函南町環境基本計画の策定にあたって

函南町は、平成 29 年 3 月に第六次函南町総合計画を策定、令和 4 年 3 月には、第六次函南町総合計画-後期基本計画-を策定し、基本理念である「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」を町の将来像に掲げ、さまざまな施策を計画的に推進しています。

また、令和 4 年 10 月には、現在及び将来にわたり町民の健康で文化的な生活を守り、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために、函南町環境基本条例を制定しました。

近年、私たちを取り巻く社会環境は目まぐるしく変化し、少子・超高齢化社会の到来による人口減少や長期におよぶ新型コロナウイルス感染症の世界的な流行、地球温暖化が起因とされる大規模な自然災害の発生など、平穏な日常が危ぶまれる事態が多発しています。こうした要因の一つとして、温室効果ガスの増加による地球温暖化が考えられています。

私たちは、持続可能な社会への転換のために「カーボンニュートラル」と「自然と共生する社会」を達成し、再生可能エネルギーとの調和を図りつつ、誰もが安全・安心して暮らせる社会を実現するため、自然環境の保全を生かした適応策に取り組む必要があります。また、コンパクトシティ構築や災害に強いまちづくり、地方創生の推進など様々な国策へも迅速に対応する必要があります。

このたび策定した函南町環境基本計画では、「人と自然が共生し、豊かな資源を生かした環境で暮らせるまち かなみ」を望ましい環境像として掲げ、これを実現するために 5 つの基本目標及び 10 の基本施策に取り組むこととしております。

本計画により、環境保全施策の推進を図り、「私たち一人ひとりができること」として、町、町民及び事業者と幅広く連携し、協働して取り組める視点を設けることで、それぞれが意識をし、行動につなげることにより、環境を保全し、函南町の豊かで自然あふれた環境を子ども達の世代へ繋げてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議をいただきました函南町環境審議会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見やご提案をいただきました町民の皆さまに厚くお礼申し上げますとともに、引き続き、ご支援とご協力賜りますようお願い申し上げます。



令和 5 年 3 月
函南町長 仁科 喜世志

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 近年の社会・環境情勢	3
第3節 計画の基本的事項	7
第2章 望ましい環境像	10
基本目標1 環境にやさしいまちづくり	11
基本目標2 ごみを減らし、資源を生かすまちづくり	11
基本目標3 自然と共生し、未来へつなぐまちづくり	12
基本目標4 環境を守り、安心して暮らせるまちづくり	12
基本目標5 人々が学び、行動につなげるまちづくり	13
第3章 環境施策（施策の体系と展開）	14
第1節 施策の体系	14
第2節 施策の展開	15
基本施策1 省エネルギー社会の実現	15
基本施策2 再生可能エネルギーなどの導入・利用促進	19
基本施策3 6R活動などによる資源再利用の推進	21
基本施策4 ごみの分別の促進・適正な処理	24
基本施策5 自然緑地の保全、公園等の適正管理	27
基本施策6 森林と農地の保全	29
基本施策7 人と自然との共生	32
基本施策8 美しくきれいなまち	34
基本施策9 水と空気的环境保全	37
基本施策10 環境について学ぶ・情報を発信する	40
第4章 計画の推進体制・進行管理	42
第1節 推進体制	42
第2節 進行管理	43
第3節 推進方策	44
資料編	45
資料1 函南町の現状	45
資料2 町民・事業者の意識調査	58
資料3 函南町環境基本条例（全文）	65
資料4 諮問・答申	68
資料5 策定の経緯・経過	70
資料6 環境審議会委員名簿	70
資料7 用語解説	71

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

①計画策定の趣旨

函南町環境基本計画（以下、「本計画」という。）は、函南町環境基本条例第7条の規定に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

近年、地球環境問題として、オゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、熱帯林の減少、砂漠化、開発途上国の公害問題、野生生物種の減少、海洋汚染及び有害廃棄物の越境移動が取り上げられ、国際社会においては「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けた取り組みの本格化やESG※市場の拡大などの流れが加速しています。さらに、今般の新型コロナウイルス感染症により、私たちの暮らしに大きな影響が生じています。

このような中、国内では2050年カーボンニュートラル宣言がされるなど、2030年までを「勝負の10年」とし、脱炭素ドミノを起こしていくために、一人ひとりが、未来に影響を与えるということの意識を持って行動し、脱炭素のみならず、資源循環、分散・自然共生という多角的なアプローチによってグリーン社会の実現を目指していくことが必要です。

町においても、地球温暖化及び気候変動に伴う水害や土砂災害の発生、脱炭素社会の実現に向けた省エネルギーや再生可能エネルギーの有効活用による温室効果ガスの排出抑制の推進、伊豆半島ジオパークをはじめとした自然環境の保全・維持、循環型社会を構築するための廃棄物減量の推進、丹那トンネルからの湧水をはじめとした豊かな水資源や森林保全、生活環境の保全など、生活環境を取り巻く諸課題が顕在化しています。

環境問題の多くは私たちの日常生活や事業活動に密接に結びついており、このような状況を少しでも改善させていくためには、一人ひとりが自らの生活を見つめ直し、環境に配慮した取り組みを着実に進めていく必要があります。

こうした社会情勢や環境課題の変化に適切に対応していくため、本計画を策定しました。

②これまでの函南町の環境行政

第六次函南町総合計画

函南町（以下、「町」という。）では、町の総合的な取り組みを示す計画として、「函南町総合計画」を策定し、これに基づき各種施策を進めてきました。令和4（2022）年には「第六次函南町総合計画-後期基本計画-（以下、「総合計画」という。）」を策定し、基本理念を「環境・健康・交流都市 函南（住んでよし 訪れてよし 函南町）」と掲げています。

総合計画では、基本理念を踏まえ、「環境」「健康」「交流」の3つの政策分野を設定し、各分野の施策の柱として「環境・防災」「社会基盤」「健康・福祉」「教育」「産業」「交流・にぎわい」と定めています。

町の環境・防災の課題では、地球温暖化の影響により頻発化するゲリラ豪雨など異常気象及び水害や土砂災害、大規模地震災害に対する備えを重要としています。これら災害から町民を守るため、治山・治水対策や耐震対策を進めるとともに、防災機能を兼ね備えた運動公園、道の駅・川

※ESG：Environment（環境）、Social（社会）、Governance（統治）の英語の頭文字を合わせた言葉。企業が長期的に成長するために、経営において3つの観点が必要だという考え。

の駅を活用した広域的な防災体制の構築、地域と連携した自助・共助の防災意識を醸成していく必要があるとしています。

町の社会基盤の課題では、少子・超高齢化社会による人口減少が進む中で、高齢者や子育て世代が快適に生活できる環境を実現し、持続可能な都市経営を可能とすることが重要な課題としています。町のコンパクトな都市構造の地形を活用し、コンパクトプラスネットワーク※の考えに基づいた中山間地域と市街地を結ぶ生活交通の確保をしていく必要があるとしています。



函南町環境基本条例

町では、令和4（2022）年10月に現在の環境を守るため、また、良好な環境を創り出していくために、町、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに現在及び将来にわたる町民の健康で文化的な生活を確保することを目的とした「函南町環境基本条例」を制定しました。

函南町環境基本条例基本理念

環境の保全及び創造は、町民が健康で恵み豊かな環境の恩恵を享受するとともに、良好で快適な環境が将来にわたって継承されるよう適切に行われなければならない。

環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者が環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築することの重要性と責務を認識し、それぞれの責務に応じた公平な役割分担の下に、互いに協働し、自主的かつ積極的に行わなければならない。

環境の保全及び創造は、自然環境に恵まれた町の特性を踏まえつつ、環境への負荷を可能な限り減らすことにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されるよう行わなければならない。

地球環境の保全は、町民が健康で安全かつ快適な生活を将来にわたって確保する上で極めて重要であり、地域の環境が地球環境と深く関わっているとの認識の下、全ての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

※ コンパクトプラスネットワーク：医療、福祉、子育て支援、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に集約すること（コンパクトシティ）に加え、住民がこれらの日常生活に必要なサービスを身近に享受できるようにするために拠点へのアクセスや拠点間のアクセスを確保（ネットワーク）するなど公共交通の維持・充実について一体的に検討する考え方

第2節 近年の社会・環境情勢

①近年の社会情勢

私たちを取り巻く社会情勢は、少子・超高齢化社会の到来による人口減少や新型コロナウイルス感染症による新たな生活様式の実践、地球温暖化が起因とされる大規模な自然災害の発生など、日々変化しています。

地方においては、高齢化や社会構造の変化により農林業の担い手不足による耕作放棄地の増加、森林、里地里山の管理の担い手が不足し、豊かな地域資源が十分に活用されず、持続可能な社会を実現していくためには地域資源を有効に活用していくことが求められています。

また、高齢者や子育て世代の誰もが、快適で安心して生活できる環境を実現し、持続可能なまちづくり（都市経営）を進めて行くことが重要な課題となっています。

さらに、人口減少などの課題に直面している状況において、持続可能で自然と共生する社会をつくりあげていくためには、多様な生物の生息・生育環境を守り、次世代へ引き継ぐとともに、災害にも適応できる地域づくりを行うことで、人々が安心して暮らせる社会の実現と、脱炭素化社会の実現や循環型社会の構築にも貢献できると考えられます。

私たちは、持続可能な社会への転換のためには、「カーボンニュートラル」と「自然と共生する社会」を達成し、自然環境の保全に支障をきたす再生可能エネルギーとの調和を図りつつ、誰もが安全・安心して暮らせる社会を実現するため、自然環境の保全を生かした適応策に取り組んでいく必要があります、それとともに、コンパクトプラスネットワークの推進によるコンパクトシティ※の構築や災害に強いまち、地方創生の推進など新たな社会環境に対応していく必要があります。

②世界の環境の状況

地球温暖化

大気中にある二酸化炭素（CO₂）やメタン、フロンなどの温室効果ガスは、地球を暖かく保つ役割を果たしています。地球にはたくさんの生物が生息していますが、これらのガスは、生物の住みやすい環境を保つ上で、なくてはならない存在となっています。

しかし、温室効果ガスが増え過ぎると、宇宙に逃げようとしていた熱が地表にたまりすぎて気温が上昇したり、地球全体の気候が変化したりします。これが地球温暖化の原因とされています。

平成 27（2015）年 12 月、フランスのパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減などのための枠組みとして、パリ協定が採択されました。

京都議定書の後継となるもので、気候変動に関する国際的な枠組みです。

世界共通の目標として、産業革命以前より世界の平均気温上昇を 2 度未満にする（さらに、1.5 度に抑える努力をする）こと、21 世紀後半に温室効果ガスの排出を実質ゼロにすることを掲げています。

令和 3（2021）年にイギリスのグラスゴーで開催された COP26 では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前より 1.5 度未満に抑えるために温室効果ガス削減強化を各国に求める「グラスゴー気候合意」が採択され、「パリ協定」の実施指針が完全運用となりました。

【パリ協定の採択の概要】

※コンパクトシティ：都市の中心部に行政、商業、住宅など様々な都市機能を集中させた形態や計画。

会議	年	開催地	採択された事項など
COP21	2015	フランス（パリ）	パリ協定採択
COP24	2018	ポーランド （カトヴィツェ）	パリ協定の実施指針（ルールブック）採択
COP26	2021	イギリス （グラスゴー）	パリ協定の実施指針（ルールブック）完成、グラスゴー気候合意採択

生物多様性

生物の生息環境の破壊や外来種の侵入等により、生物や生態系の多様性が地球規模で急速に失われつつあります。人々の暮らしは生物多様性を基盤として成り立っていることから、許容の範囲を超えた人為的影響で生物種等を絶滅に追い込むことは、私たち人類の存在基盤を弱体化することにもなりかねません。

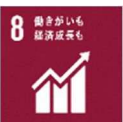
生物の多様性に関する条約（生物多様性条約）は、個別の野生生物種や、特定地域の生態系に限らず、地球規模の広がりでも生物多様性を考え、その保全を目指す唯一の国際条約です。平成4（1992）年6月ブラジルで開催された国連環境開発会議（地球サミット）で、条約に加盟するための署名が開始され平成5（1993）年12月に発効しました。

令和4（2022）年12月に生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が開催され、これまでの生物多様性保全に向けた取り組みが評価されるとともに、令和12（2030）年までの目標を定める「昆明・モントリオール生物多様性枠組（Kunming-Montreal Global Biodiversity Framework）」などが採択されました。

SDGs（持続可能な開発目標）

「Sustainable Development Goals」の略で、平成27（2015）年9月の国連サミットにて全会一致で採択されました。令和12（2030）年までに世界が達成すべき17の目標と169のターゲットで構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、国際機関、国、産業界、自治体と住民が一丸となって取り組むことが求められています。



	1. 貧困をなくそう あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる		9. 産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
	2. 飢餓をゼロに 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する		10. 人や国の不平等をなくそう 国内及び各国家間の不平等を是正する
	3. すべての人に健康と福祉を あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する		11. 住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	4. 質の高い教育をみんなに すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する		12. つくる責任 つかう責任 持続可能な生産消費形態を確保する
	5. ジェンダー平等を実現しよう ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う		13. 気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	6. 安全な水とトイレを世界中に すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する		14. 海の豊かさを守ろう 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
	7. エネルギーをみんなにそしてクリーンに すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する		15. 陸の豊かさを守ろう 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
	8. 働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する		16. 平和と公正をすべての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
			17. パートナリーシップで目標を達成しよう 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

資料：環境省ホームページ

③国の環境の状況

国では、令和3（2021）年に「地球温暖化対策計画」、平成30（2018）年に「第五次環境基本計画」や「第四次循環型社会形成計画」が策定され、新たな環境施策の方向性が示されました。「第五次環境基本計画」においては、地域の特性を活かした強みを発揮し、地域資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて補完し、支え合う「地域循環共生圏」を目指すこととされました。



また、令和3（2021）年に「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が策定され、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指すとされました。

平成24（2012）年9月に策定された「生物多様性国家戦略2012—2020」では、「生物多様性を社会に浸透させる」「地域における人と自然の関係を見直し・再構築する」「森・里・川・海のつながりを確保する」「地球規模の視野を持って行動する」「科学的基礎を強化し、政策に結び付ける」の5つの基本戦略を示し、各種施策を推進することとしています。

④県の環境の状況

県では、令和4（2022）年に「第4次静岡県環境基本計画」や「第4次静岡県地球温暖化対策実行計画」が策定され、県の環境の目指すべき将来像として「地球環境を守り、地域資源を活かし共に支え合う、「環境と生命の世紀」にふさわしい“ふじのくに”の実現」を掲げ、将来像を実現するための取り組みを実施しています。

令和3（2021）年2月には、県知事が「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を表明し、脱炭素社会の実現を目指すこととしています。

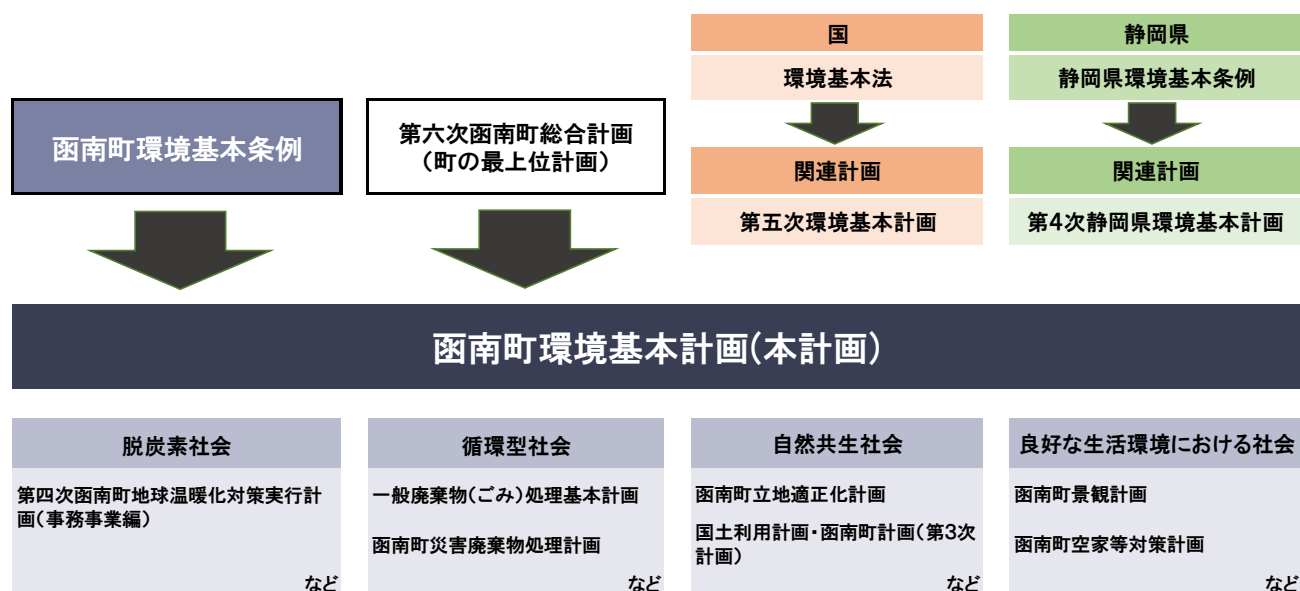
また、県の海洋プラスチックごみを防止するため、「6R^{*}県民運動」を推進しており、県民一人ひとりによるプラスチックごみの発生抑制と海洋への流出を防止することを目指しています。

※6R：従来の3R「Reduce(リデュース)・Reuse(リユース)・Recycle(リサイクル)」に、レジ袋や使い捨てプラスチックを断る「Refuse(リフューズ)」、ごみを持ち帰るなどの「Return(リターン)」、清掃活動に参加するなどの「Recover(リカバー)」の3つのRを加えたもの。

第3節 計画の基本的事項

①計画の位置づけ

本計画は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための計画であり、「第六次函南町総合計画」の基本目標「快適に安心して暮らせる環境づくり」の環境・防災及び社会基盤について方針を示すものです。また、国や県、その他の自治体などとの連携を図るとともに、その他の個別計画とも整合を図ります。



②計画の目的

本計画は、町の自然的、社会的条件を考慮し、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めていくための基本的事項を定めるものです。また、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、良好な生活環境の構築による「持続可能なまち」の実現を目指し、町、町民及び事業者が一体となって取り組みを進めていく上での指針としての役割を果たすことを目的とします。

③計画の期間

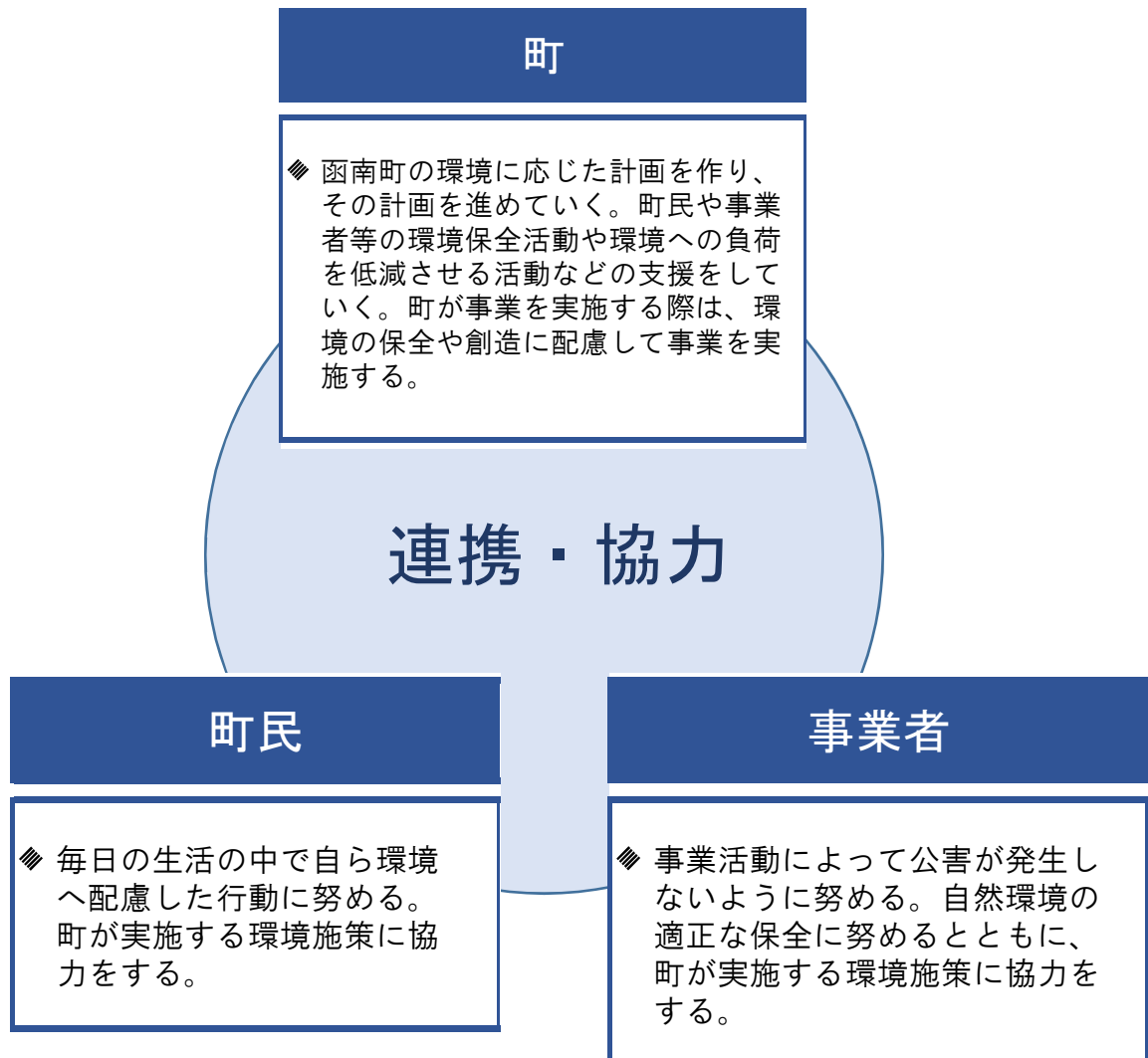
本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和13（2031）年度までの9年間とします。

なお、新たな環境問題の発生など状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢や計画の進捗・達成状況、函南町総合計画の見直しなどを踏まえ、3年後の令和8（2026）年度をめぐに中間見直しを行うこととします。

令和（年度）	5	6	7	8	9	10	11	12	13
西暦（年度）	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031
函南町 環境基本計画	計画 開始 年度	→			中間 目標 年度	→			目標 年度

④計画の推進主体と役割

本計画を推進する主体は、町、町民及び事業者となります。各主体は、函南町環境基本条例第3条の基本理念に基づき、町、町民及び事業者がそれぞれの立場で、また、相互に連携を図りながら、役割を果たすことが必要です。



⑤計画の対象地域

本計画の対象とする地域は、町全域とします。

⑥計画の対象範囲

本計画の対象とする「環境」の範囲は、できるだけ広くとらえるものとし、具体的には、脱炭素社会、循環型社会、自然共生社会、良好な生活環境における社会の4分野とします。

項 目	内 容
脱炭素社会	地球温暖化、省エネルギー、再生可能エネルギー、公共交通 など
循環型社会	廃棄物、6R活動、ごみの分別、適正処理、食品ロス など
自然共生社会	公園、野生鳥獣、動植物の絶滅種、森林、農地、緑化、土地利用 など
良好な生活環境における社会	大気汚染、水環境、水循環、土壌、騒音、振動、悪臭、不法投棄、美化、景観 など

⑦計画の構成

本計画は、全4章で構成します。

第1章では計画の基本となる事項を示し、第2章で町が目指すべき望ましい環境像を示します。第3章では望ましい環境像の実現に向けた施策及び計画を推進するに当たっての主体別（町、町民及び事業者）役割を明らかにします。

第4章では、計画の推進体制と進行管理について示します。

